

家庭・地域の連携を促す生活環境計画

—新しい生活様式の実践—

Living Environment Plan that Promotes Cooperation between Home and Community: A Practice of New Lifestyle

佐々木 唯*

Yui SASAKI

要旨：自立援助ホームを対象とした埼玉県での調査では、退所後の生活を想定して児童のアフターケアを充実することが求められ、新居の紹介や相談窓口となる居場所事業が推進されていることを明らかにした。さらに、埼玉県では自立援助ホーム数が増えている状況をふまえ、調査対象を千葉県に拡げ住まいにかかわる自立支援の状況を把握した。若年者支援は就労支援に限らず、新居の契約や日常生活の相談を担い、千葉や埼玉において特色を活かした自立援助ホームの開設運営が展開している。

新しい生活様式に資する生活科学の現代的課題を衣食住の分野から検討し、新しい生活様式に適應できる知識・技能を習得する重要性を指摘した。現代において生活科学の役割は、新しい生活様式に対応した行動変容であると解釈でき、具体的には「健康な住宅」を題材として、住居の知識をより深く理解し、生活技術を習得する効果は高いことを提言した。

キーワード：新しい生活様式、衣生活、食生活、住生活、生活科学

1. はじめに

生活環境を整えることによって、地域社会を構成する若者が安心できる居場所・住まいを得るため、家庭・地域の連携による住教育と住環境整備について検討してきた。住空間を使いこなす生活管理・技術を培う重要性を指摘し、自立するため一人暮らしに備える技術習得を實踐して、義務教育における住教育の充実を考える意義は大きい。これまでの継続研究¹では、小・中学校家庭科の体験型実習「ステップハウス」の利用を提案して、地域協働による体験学習の運営が家庭・地域と連携した住環境整備の課題となることを指摘した。

現代の家族は多様化しているため、児童の家庭環境に対する慎重な配慮が求められ、学校教育において児童の家庭生活を題材に取り上げる指導は難しい状況にある。さらに、児童にとって、

* ささき ゆい 客員研究員・東京女子医科大学看護学部（非常勤）

生きる力の育成が要請される現状をふまえ、「経済的自立」「精神的自立」「社会的自立」の探究を進め、子どもの自立を主題にする問題意識及び課題解決が求められている。

2020年4月の緊急事態宣言によって、不要不急の外出を控え、自宅での自粛が要請されリモートワークに対応した。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新しい生活様式は命と健康を維持するために、健康的な社会モデルを目指すことになる。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、非正規雇用の就労困難や家庭内暴力が顕在化し、家庭機能が崩壊に至る過酷な実態を看過することは難しい。社会・経済状況の変化を受けて、日本では2004年に児童虐待防止法が制定され、家庭での身体的・精神的虐待に対する保護が可能になった結果、児童養護施設入所者数が増大して、被虐待経験のある児童は後を絶たない深刻な状況にある。社会の変化に対応した少子化対策・子育て支援の充実に向けて「埼玉県子育て応援行動計画（2015-2019年度）」が策定され、子育て支援の取り組みが進められている。2017年の「社会的養護自立支援事業実施要綱」に、「社会的養護自立支援事業」と「就学者自立生活援助事業」が新設され、続く2019年の「新しい社会的養育ビジョン」の方向性を基に、社会的養育推進計画が策定されている²。新ビジョンは自立支援に関する議論に余地があり、児童養護施設等入居者の変化に対応した今後の方向性が注目されている。

住生活の視点から、これまでの継続研究では、住宅及び住環境の整備を促すため、「自立と子ども」に着目して、生活管理・技術に関する住教育の題材を収集した。新しい生活様式に対応した住居について指導するため、「健康な住宅」を題材として生活技術を習得する効果は高いと考えた。そこで、児童の生活の場における「衣・食・住」の面から、新しい生活様式に基づく取り組みや知見を把握し、住教育として習得する知識や技術、今後の課題を検討するとともに、児童福祉施設の生活環境計画に資する知見を得ることが本研究の目的である。

2. 研究方法

2-1 アフターケア事業の動向—児童福祉における—

社会的養護施設によるアフターケアの必要性が指摘されている³。2004年度に児童福祉法が改正され、社会的養護施設における退所児童への支援は義務づけられることになった⁴。児童養護施設は義務教育終了後に退所するため、退所児童等に対するアフターケアは、相談支援、生活支援、緊急的な経済的支援があり、住生活の面では退所後の住居支援が必要となる。本報では、埼玉県の新たな動向および全国の先進事例を取りまとめた資料を収集する。主な分析対象は児童養護施設等退所児童の生活環境（衣・食・住）であり、退所児童の追跡調査報告書を資料とした。

2-2 新しい生活様式—生活科学の現代的課題・住教育の視点から—

新しい生活様式は感染予防の基本であり、日常生活では3密の回避（密集 密接 密閉）を心がけ、身体的距離の確保、手指消毒、せきエチケットの徹底が求められる。新型コロナウイルス感染症専門家会議は行動変容の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねて呼びかけてきた⁵。飛沫感染を防ぐため人との間隔は2m保つことが理想であり、会話をする際は真正面を避け、発熱などの症状がなくてもマスクを着用する。生活科学は社会の要請に応じて、生活改善の方向、目標及び実現するための条件を示し、生活問題の解決とあわせて新たな生活の創造を目指してきた⁶。

そこで、新しい生活様式に資する生活科学の現代的課題を衣食住の分野から検討し、新しい生活様式に適應した知識・技能を習得するため、「健康な生活環境」を題材に住教育の教材について検証する。

3. アフターケアの現状と課題

3-1 埼玉県の子童福祉—アフターケアの動向—

自立援助ホーム（以下、ホーム併記）は、子童自立生活援助事業として運営され、子童福祉法第6条の3及び子童福祉法第33条の6の第2種社会福祉事業である（表1）。保護者のない子童や保護者に監護させることが適當でない子童を社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を提供する。社会人としての自立生活を図るため相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行い、ホーム退所後の生活継続、就労支援の充実、社会的スキルの獲得に向けた支援が期待される。埼玉県には、2001年に開設した自立援助ホーム（上尾市）を含めて現在16施設が運営されている。2020年には新規に6ホームが開設し、定員数が39名増加したところである。全国では、154（2019）ホームから176ホーム（2020）に25ホームが増え、定員数が1012名（2019）から1148名（2020）に136名増加⁷したことから、埼玉県における自立援助ホーム数の増加は注目に値する。

アフターケアについては、自治体による実態調査と対策が進められている。埼玉県が実施した子童養護施設等退所者への実態調査報告書（2013）によると、退所者が「現在困っていること」として最も多い回答は「生活全般の不安や、将来のこと」（69%）であり、次いで「生活費等、経済的な問題」（63%）、「家族、親族に関すること」（61%）、さらに「自分の心やからだの健康問題」（52%）が回答された⁸。また、「施設にいる間に身につけておいた方がいいと思われるもの」としては、「社会生活上の基本マナーやルール」（84%）、「基本的な生活習慣」（82%）、「掃除、洗濯」（80%）の順に回答された⁹。

この調査結果を受け、埼玉県は「進学、就労、住居、生活相談、資金貸付」など自立に向けた様々な支援を総合的に行い、相談・交流できる居場所づくり、就労体験の提供や職場での見守り、運転免許の取得費用、新居の紹介、住居費・生活費の貸付を支援している。2014年度には「官民挙げた子童養護施設退所者のアフターケア」プロジェクトを全国に先駆けて推進し、2016年までの2年間に進学・就職・資格取得の各分野で実績を重ねている。

3-2 事例調査の概要—アフターケアの動向—

子童養護施設退所者等アフターケアとして、2019年に社会的養護を巢立った若者が気軽に立ち寄り相談できる居場所事業が開始された。退所子童等アフターケア事業所「クローバーハウス」

表1 自立支援の法制化

1997	平成 9	自立援助ホームの制度化
2004	平成 16	子童福祉法改正
2012	平成 24	社会的養護施設運営指針
2014	平成 26	子童養護施設運営ハンドブック
2017	平成 29	社会的養護自立支援事業実施要綱
2019	令和元	新しい社会的養育ビジョン

表2 居場所の提供—アフターケア事業—

開所日時	毎週金・土・日、12:00～20:00
事業内容	スタッフが生活及び就職相談に対応 料理、習い事、コミュニケーション教室 就職活動、会社面接のスーツ貸出 低料金の食事提供、就職先開拓、金銭管理口座、生活困難な若者の福祉サービス
利用者数	家庭的雰囲気の中、1日2人～5人の利用者 イベント開催日は10人程度

表3 自立援助ホームの概要—千葉県—

	ホーム名	事業主	所在地	性別定員	開設
1	人力舎君津	(福) 生活クラブ風の村	君津市	男女6	2004/4/1
2	こたにがわ学園	(N) 誠心会	松戸市	女子8	2004/9/1
3	南柏	任意団体	柏市	男女6	2011/8/1
4	ひまわり	(N) エス・エス・エス	船橋市	男子6	2015/4/1
5	ひまわり2号棟	(N) エス・エス・エス	船橋市	男子6	2018/4/1
6	坂梨ホーム	(福) 一粒会	市川市	女子6	2015/10/1
7	みんなのいえ	(N) 光と風と夢	市原市	男子6	2016/11/13
8	夢ぼーとⅢ	一般社団法人レミシンク	柏市	女子6	2017/4/1
9	夢ぼーとⅣ	一般社団法人レミシンク	柏市	女子6	2018/1/1
10	夢ぼーとⅤ	一般社団法人レミシンク	松戸市	女子6	2018/3/1
11	夢ぼーとⅥ	一般社団法人レミシンク	松戸市	男子6	2018/7/1
12	グリーンヒル若葉ハウス	(福) 翠耀会	八千代市	女子6	2019/4/1
13	Le Port	(N) ダイバーシティ工房	市川市	女子6	2020/4/1
14	未来の杜	(福) 天祐会	千葉市	男女6	2017/4/1
15	わかば	(N) エス・エス・エス	千葉市	男子6	2018/12/1

出典：全国自立援助ホーム協会

は、一般社団法人青少年自助自立支援機構（コンパスナビ）が埼玉県の「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を受託し、2019年7月5日に開始している¹⁰。アフターケアとしての居場所事業は、埼玉県の子童養護施設や自立援助ホームを退所した社会的養護出身者の「居場所」「交流場所」「相談場所」として展開され、孤独感や不安を抱える若年者の拠り所としてセミナーやイベントを提供する（表2）。具体的には、金銭管理やコミュニケーション方法のほか、賃貸借契約の基礎知識、調理、社会人としてのマナーなど自立していく上で必要なことを学ぶプログラムの充実が試みられる。アフターケア事業は、社会の分断化、孤立が進む中で困難な状況に置かれる社会的養護出身者の支援に重要な役割を担っている。

3-3 千葉県の児童福祉—自立援助ホームの運営—

千葉県には、2004年全国で26番目に開設した自立援助ホーム（君津市）を含め現在15施設があり、松戸市を拠点とするNPO法人、柏市を拠点とする一般社団法人に加えて、福祉法人によって2015年以降に開設されたホームが12施設をしめる（表3）。

船橋市のホームは、若年者支援を新規スタートした「自立援助ホーム」であり、NPO法人と

して培ったホームレス支援、生活困窮者支援を児童福祉に活かすところが特色であり、子どもの貧困や若年者への支援が課題となる状況を捉え、次世代の自立支援を2015年に開始した。若年者に対する相談や就労支援を通じ、地域のアパート生活や仕事を続けるサポートを役割と考えて活動する(表4)。自立援助ホーム開設運営としては、千葉県内に2ホームのほか、埼玉県内に1ホームがある。いずれも、男子6名からなるホームであり、両親の離婚や死別、虐待やネグレクトを理由に、家庭で生活することのできない青少年が働きながら共同生活を行う。表5にホーム

表4 自立援助ホームの概要—法人別—

ホーム名	ひまわり	人力舎君津	夢ぼーと
開設年	2015年4月1日	2004年4月1日	2017年4月1日
事業主	NPO法人	社会福祉法人	一般社団法人
事業内容	若年者支援 自立援助ホーム開設・運営	全国で26番目に設立 児童自立生活援助事業	若者支援事業 寮費支援

表5 自立援助ホームの運営方法・生活設備—住生活・衣生活・食生活—

住生活	
個室	一人部屋での生活が可能。空き室の状況、居室面積は施設により異なる。
居室・施設の設備	居室にはテレビ、エアコンが常設。共用部には洗濯機、冷蔵庫、電子レンジを設置。
家具の持ち込み	持ち込みは可能。居室に入りきれない多数の家具、火災・事故の危険があるガストーブ・カセットコンロ・ろうそくは不可。
内装の変更	原則禁止。退去時に原状復帰の義務を伴う。
防災対策	火災時の対応として避難訓練を年2回実施。消防設備点検を法令に基づき実施し、消防署に届け出。熱探知機、煙探知機、消火器は消防法に基づき設置。一部施設にはスプリンクラーや住宅用下方放出型自動消火装置(スペースシュッパ)、自動火災報知器を設置。 一定量の食糧などを各支部・施設に備蓄。 (※標準設備:熱探知機、煙探知機、消火器、誘導灯、避難具、避難誘導図、BCPと防災マニュアル、非常用食料・水の備蓄、AED)
衣生活	
居室の掃除・洗濯	各自が行い、自立に向けた規則正しい生活リズムを整える。 共用部の清掃を分担する場合もある。
食生活	
自炊	原則自炊は不可。設備が整っていないこと、火災予防の観点から居室での火器の取扱いは原則禁止。一部自炊可能な施設もある。
食事	疾病に合わせて医師の指示に基づき食事制限の個別対応が可能。疾病、アレルギーなど状況に応じて、調理方法や量・食材を変更。
食事室	共用食堂。 身体状況に応じて部屋での食事を取らざる得ない場合に配膳・下膳が可能。
調理	施設の厨房にて調理され、できるだけ温かい状態であるよう各施設が配慮。
食事の内容	食事については朝、夕の提供(一部施設は3食提供)。 管理栄養士の指導のもと栄養バランスの取れた内容と成人男性に必要なカロリーを計算。 米、味噌は国産。月2回のスペシャルメニュー、季節限定の鍋メニュー等を用意。
施設の間人間関係	日常生活、オリエンテーション、レクリエーション等での交流を通して、入居者が相互に楽しく穏やかに過せるようスタッフが協力。人間関係の不安に対応。

「施設利用の手引き～NPO法人～」より筆者作成

の運営方法をもとに、住生活と食生活の面から建物と居室の概要を示す。ホームでは、生活援助を受けて自立を目指すことに主目的があるため、食生活では、日常の調理はスタッフが担当し、入所者によって行われることはない。これは、調理が施設の厨房で行われるためであり、衛生管理及び火災による事故・危険対策にともなう制限事項である。

4. 新しい生活様式—生活科学の現代的課題—

人間は社会状況の変化と相互に関連しながら個人や家族の価値を堅持し、主体的であり創造的な生活を目指している。人間の生活に関わる生活支援のための具体的な職業には、教師、医師、看護師、保健師、保育士、管理栄養士があり、養成機関は国家資格取得のために教育を行い、専門知識及び技術を修得させる。教師や看護師など国家資格取得者は専門家として生活支援を行うため、専門分野の知識・技術に加え、支援対象を生活者として捉えるために「人のくらし」についての知識、観察力、考察力及びコミュニケーション能力が必要となる。

さらに、感染対策を前提にした新しい生活様式への要請があり、「健康」を維持するため食事や衛生に関わる生活が変革を求められている。近代公衆衛生は、大都市における低栄養状態と感染症への対策を主な目的とする「衛生モデル」が起源である。世界保健機構（WHO）の定義を引用すると、「健康とは、単に病気や虚弱的状態でないことだけでなく、身体的・精神的及び社会的に良好な状態（well-being）にあること」をいう。現代の健康は、個人や家族の well-being と位置付けられ、生活環境は地域の文化と密接に関係している。健康な生活環境について、生活科学の成立した背景¹¹を踏まえながら検討したい。

4-1 食生活

戦後日本の食糧難においては、必要栄養摂取量を確保することが目標であり、食生活の改善に生活科学は貢献してきた。一方、長寿社会の現代においては糖質制限、コレステロールの抑制が健康の指標となり、カロリー摂取や食事制限によって健康が管理されている。また、家庭科教育として「食育」が導入され、味覚や文化の伝承が取り組まれている。

賞味期限切れや食べ残しによるフードロスが問題とされ、その対応に2019年「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が制定された。また、防災・減災対策として、缶詰やレトルト食品を非常食に一定期間保管し、賞味期限の前に食べて無駄にならないようローリングストックが推奨されている。

2020年4月の緊急事態宣言後、食事については、外食を控え、持ち帰りやデリバリーを利用することが増えた。家族との食事であっても、大皿での盛り付けは避け、料理は個々に取り分け、食事中は話をしないことが感染対策となる。このように健康と食生活は密接に作用するようになった。

4-2 衣生活

衣生活に関わる現代の問題として衣料品の大量廃棄が指摘され、衣服ロスといわれる。SDGsを達成するため、衣製品の生産・流通、衣生活の社会性・精神性を理解することが要請される。

日本は近代化の中で、富岡製糸場に代表される生糸産業を発展させ、高級品の絹を輸出したが、天然繊維に代わる化学繊維の開発に重点を替え、新素材繊維が普及した（表6）。

表6 衣生活の対象・ねらい—学習指導より—

①被服に関する領域	②衣生活に関する知識能力
<ul style="list-style-type: none"> ・被服材料（主として繊維製品）、被服構成（服作り）、被服整理（洗濯）、被服衛生（被服と身体との関わりや着心地）、色彩、デザイン、服飾史から構成される。 ・ライフステージごとに、人と環境に対してより質の高い衣生活を提案することを目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命維持に不可欠な体温維持、身体の保護があること、着用者の所属（国、社会、職業）を表象すると同時に、自己表現するものであることを理解する。 ・気候、季節に合わせた適切な繊維製品の選択 ・着用者の目的に合った快適な被服行動

健康面では衣服とアレルギー、さらには、生理機能・運動機能の低下した高齢者の衣環境、身障者のユニバーサルファッションを考慮して、快適な衣生活を創造する能力の育成が目標とされている。衣生活では、人の生命維持に必要な体温の保持に加え、人の心に安らぎを与えるとともに社会の中で生活するために必要な衣生活に関する領域が学習の対象となる（表6）。例えば、現代の日本は和服を着る機会がなくなり、行事での着付けを通して日本の伝統的な衣生活に接する。洋服は明治以降に制服として採用され広まり、機能性・活動性の高さが評価された。

さらに、衛生の視点から、衣服を洗浄して管理するだけでなく、布団やベッドの寝具を用いた「就寝」行為も衣生活の範囲に捉えることができ、人体に接する衣環境として保温機能や光触媒による消臭・ホームケア、清潔な生活環境の幅広い知識が求められる。新しい生活様式に関わる感染対策と衛生維持に、衣生活の理解・実践は欠かせない。

4-3 住生活

緊急事態宣言を受け、不要不急の外出を控え長期にわたる自宅待機が強いられたことは、住宅の機能を再考する契機となった。加えて、春から夏には建物内での熱中症搬送者数や死亡者数が増加傾向にあり、救急搬送者のうち65歳以上の高齢者が半数近くを占めた。高齢者は体温調節機能が低下するため、空調を活用して脱水や熱中症に備えることが必要である。外気温の上昇とともに室温が高温になる「危険な住宅」は温熱環境の制御を要する。地球温暖化に加え、感染対策とシックハウスによる現代の問題を解決するため、住まいの温熱環境、室内空気質（VOCの制御）の悪化を理解した上で、適切な行動変容につなげる意義が指摘できる。

短時間強雨や大雨の増加にともない、土砂災害・水害の発生頻度が増えている。自然災害によって住宅を失う激甚災害は多発している。床上浸水した住宅では、壁や天井の室内にカビが発生し、居住者がカビの臭気（MVOC）に悩まされるだけでなく、清掃ボランティアがアレルギーを発症する例も存在している。開放的な伝統的住宅と異なり、現代の住宅はカビの生息に好都合な環境であることから、気密性の高い住宅はアレルギー、感染症、中毒症の原因となる。健康を害する住宅について理解を深め、換気や清掃の実践が重要となる。住生活の面から「健康な住宅」を題材として生活技術を習得する効果は高い。温熱環境、室内空気質を学び、生活環境を改善することは、新しい生活様式の行動変容につながる。

5. まとめ

5-1 家庭・地域が連携する生活環境

自立援助ホームを対象とした埼玉県調査から、退所後の生活を想定して児童のアフターケア

を充実することが求められ、住まいに関わる課題として、新居の紹介や相談窓口となる居場所事業が推進され、自立援助ホーム数が増えていることを明らかにした。地域に居場所が展開することは、若年者を支える生活環境として非常に有益である。調査対象を千葉県に拡げ住まいに関わる自立支援の状況を把握した結果、若年者支援は就労支援に限らず、新居の契約や日常生活の相談を担い、特色を活かした自立援助ホームの開設運営が展開している。

5-2 衣生活・食生活・住生活の実践

児童福祉施設退所者の調査において、日常生活（衣・食・住）の問題が指摘されていたことから、ホームでの生活を明らかにした結果、例えば、日常の調理はスタッフが担当し、入所者によって行われていないことが確かめられた。これは、施設の運営・管理指針として、調理は施設の厨房で行われ、衛生管理及び火災による事故・危険対策に基づく制限事項のためである。日常生活（衣・食・住）に関する生活技術を習得するため、義務教育における学習内容は重要であることが指摘できる。

児童の生活の場における「衣・食・住」の面から、新しい生活様式に適應できる知識・技能を義務教育の期間に習得することが望ましい。

5-3 新しい生活様式に対応する行動変容

新しい生活様式に資する生活科学の現代的課題を衣食住の分野から検討し、「健康な生活環境」を題材とした実践を検証した。生活科学は社会の要請に応じて、生活改善の方向、目標及び実現するための条件を示し、生活問題の解決と新たな生活の創造を目指してきた。現代において生活科学の役割は、新しい生活様式に対応した行動変容であると解釈でき、具体的には「健康な住宅」を題材として、住居の知識をより深く理解し、生活技術を習得する効果は高いといえよう。

新しい生活様式に基づく取り組みや知見を蓄積し、生活様式の確立と生活環境計画を推進することが今後さらに求められる。

謝辞

本研究にあたり、調査にご協力いただきました自立援助ホームの皆様、全国自立援助ホーム協会の皆様に感謝の意を表します。

註

- 1 佐々木唯（2020）「住教育の視点からみた住生活の自立と住環境整備—家庭・地域の連携による住教育と住宅支援—」『文教大学生生活科学研究』第42集、pp.79-88
佐々木唯（2019）「家庭・地域の連携による住教育と住環境整備—自立のための住空間を事例として—」『文教大学生生活科学研究』第41集、pp.49-58
- 2 社会的養護自立支援事業を利用したホーム「ラナマタハウス」によると、社会性が乏しく、自分発信ができない20歳の若者が、社会的養護自立支援事業の期間中に率先力を身につけられた効果は高い。社会的養護自立支援事業実施要綱（厚生労働省、2017（平成29）年3月31日）
- 3 埼玉県福祉部こども安全課（2013）埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書、p.13
神奈川県自立援助ホーム連絡会、自立援助ホームNEXT（2019）自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査、p.28
神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会（2013）神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査神児研研

修報告、p.15

<http://seiboaijien.com/pdf/kanagawa6.pdf> (2020/11/30 閲覧)

京都市 (2017) 児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書、p.42

大阪府立大学 (2017) 大阪府子どもの生活に関する実態調査 (「支援機関等調査」・「児童養護施設退所児童等の実態調査」) 報告書、pp.159-162

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28281/00000000/03jittaityosa_sienkikantaisyojidou.pdf (2020/11/30 閲覧)

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国退所児童等支援事業連絡会 (2019) 全国退所児童等支援 10 の取り組み～退所児童等支援実践事例集～、pp.7-8

- 4 自立援助ホームは、義務教育修了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、自立を図るため相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。
- 5 厚生労働省 (2020) 新しい生活様式の提案、新型コロナウイルスについて
- 6 中根芳一編著 (2003) 生活の科学、コロナ社
- 7 全国自立援助ホーム協会の集計による。ただし、協会に登録のない施設は含まれない。
- 8 埼玉県福祉部こども安全課 (2013) 埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書、p.13
調査の実施時期は 2012 年 4 月 12 日～9 月中旬、調査対象は埼玉県所管の児童養護施設 (20 か所)、児童自立支援施設 (1 か所) 及び自立援助ホーム (3 か所) を過去 10 年間に退所した 2,359 名のうち、施設が連絡先を把握している者 612 名、回答者数は 148 名 (回答率 24.2%) である。
- 9 同上「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」、p.28
- 10 2019 年 7 月 5 日に運営開始したクローバーハウスは、1 年経過後の 2020 年になり再開地区に該当して移転せざるを得なくなった。<http://compass-navi.or.jp/news/chiten.html>
クローバーハウスを運営するコンパスナビ (一般社団法人青少年自助自立支援機構) は浦和を本拠地としている。2014 年から約 4 年間は企業 CSR 活動として、児童養護施設等から社会に巣立つ若者に自動車の運転免許取得助成等の前駆的な活動を展開している。
- 11 例えば、花王「家事研究所」が開催していた家事講習会と「家事の科学」刊行は、家事革命の推進事業であった。花王「家事研究所」は、家事を科学的に捉え、合理的な手法を開発し、生活文化を提案することをねらいとして 1934 年に設立された。国内における生活家電の誕生に続けて、調理や洗濯という家事の科学に功績をもたらした。家事労働の大幅な短縮は日本人の生活様式を激変させることになった。

